

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ④ 単元株ってなあに？

**Q** : 商法の改正により単元株制度が創設されたそうですが、どういう制度でしょうか。

**A** : 株式の売買単位を発行企業が自由に決められる制度です。

#### 【解説】

10月1日から施行の改正商法により、単位株制度に代えて単元株制度が創設されました。

単元株制度とは、上場企業が株式の売買単位を自由に定める制度で、売買単位の引き下げを目的として導入されました。株式への最低投資金額を引き下げることで、個人投資家が少額の資金で投資できるようにするというものです。例えば、株価が5千円の企業が50株を一単位と定めれば、25万円で株式投資をすることができます。

従来の単位株制度では、株式の売買は一部の銘柄を除いて1株だけではできず、最低限の株数(売買単位)が必要で、売買単位は、50円額面の株式なら千株といった具合に、額面合計を5万円にまとめる「単位株」の株数が一般的です。

なお、単位株で決められていた売買単位は、新たに企業に変更しない限りそのまま単元株に引き継がれます。

売買単位の引き下げにより多くの個人投資家が資金を株で運用するようになれば、株価の下支えになると期待されていますが、少額投資の個人投資家が増えることで企業の事務手続きなどの負担も増えるといった問題点もあります。

